

社会福祉法人ライフケア高砂役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ライフケア高砂の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、常勤理事、非常勤理事及び監事をいう。

常勤理事は、一年間平均で月15日以上法人及び施設の運営のための業務にあたる者をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間4,000万円以内とする

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事長及び常勤理事、非常勤理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は別表3の報酬のみを支給する。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は別表3の報酬のみを支給する。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を上限として理事会・評議員会にて決定した、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 常勤理事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を上限として理事会・評議員会にて決定した、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 非常勤理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長及び常勤理事の退職金等)

第6条 理事長及び常勤理事が3期6年以上務める場合に、別表5の金額を上限とし法人に対しての貢献度合いを勘案して理事会・評議員会にて決定した金額を支給することが出来る。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は別表3の報酬のみを支給する。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第8条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成 23 年 5 月 24 日より適用する

この規程は、平成 24 年 5 月 29 日改訂。平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 25 年 8 月 28 日改訂。平成 25 年 9 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日改訂。平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、令和 3 年 10 月 21 日改訂。令和 4 年 4 月 1 日より適用する。